

## 広告宣伝等支援助成金



新聞折込、パンフレット作成、DM 発送、冊子掲載など  
広告宣伝等に係る経費の一部を助成します。

坂井市商工会では、取引先や消費者に自社の製品（商品）・サービスを広く周知する取り組みに伴う経費の一部を助成することで、前向きな経営に取り組む部会員事業所の販路開拓を支援します。

### ○対象となる活動

自社の製品（商品）・サービスの販路開拓のために、ターゲット（市場や客層等）を定めて、広告宣伝または販売促進を図る取り組み。

- 例えば…
- （客層は高齢者であったが）子供向け商品を開発し、チラシをまいた
  - 若年層に向けて SNS 有料広告で宣伝した
  - 新聞折込の配布エリアを、初めて隣の地域まで広げて実施した
  - これまでと異なる購読者層の雑誌に広告を掲載した
  - 初めて、看板を立てた・ホームページを作成した・TVCM を流した 等

### ○助成対象期間

令和6年4月1日から令和7年2月28日までに、広告宣伝等および支払、成果の測定を完了したものを。

### ○対象となる経費

自社の製品（商品）・サービスの広告等を目的とした広告物の作成・配布または広報媒体等を活用するために支払われる経費（詳細は商工会にお問い合わせ下さい）

### ○助成金額等

補助率	助成対象経費の1/2以内（千円未満切り捨て）	
補助額※	一般型	3万円を限度
	グーペ連携型	5万円を限度（1事業者1回のみ） 商工会会員向け無料 HP(グーペ)を新たに作成し、当該 HP と他広告体と連携させて広告宣伝等を実施する取り組み

※ 予算に達し次第、受付を終了させていただきます。

問合せ先 坂井市商工会 TEL 坂井本所 66-3324 三国支所 82-5055  
丸岡支所 66-6555 春江支所 51-2211